

プレ大会

ダーツ実施要項

主 催 公益社団法人 日本ダーツ協会

主 管 愛媛県ダーツ協会

1 期 日 平成 28 年 10 月 23 日 (日) ※雨天決行
受 付 9 時 0 0 分
開 始 式 9 時 3 0 分
競技開始 1 0 時 0 0 分
表 彰 式 1 6 時 0 0 分

2 会 場 松山市 松山市総合コミュニティーセンター
企画展示ホール 1 階

3 種別及び参加人員 (※プロ選手は除く)

種 別	選 手	合計 (人)
競技の部 ハード	3 2	1 1 2 人
競技の部 ソフト A	3 2	
競技の部 ソフト B	4 8	
初心者体験コーナー [申込不要]	初心者 (幼児から高齢者、障がいをお持ちの方) の方には、指導員による講習会を行い、ミニゲームを楽しめます。用具も貸出しいたします。	

4 競技上の規程及び方法

(1) 公益社団法人日本ダーツ協会の競技規定に準ずる (一部ローカルルール適用あり)

(2) 競技方法

ア 競技の部 (ハード) 3 2 人 3 1 e g

5 0 1 によるトーナメント方式 (4 5 ダーツリミット)

エニースタート、ダブルフィニッシュ

イ 競技の部 (ソフト) 8 0 人

① 自己申告 (レーティング) により、2 クラス (A・B フライト) に振り分ける。

② A フライト (3 2 人) シングルトーナメント方式 5 1 e g

7 0 1 ・クリケット・クリケット・7 0 1 ・チョイス

すべての試合をマスターアウトとする。

③ B フライト(48人) シングルトーナメント方式 31e g
501・クリケット・501

(3) 順位の決定

各部門別の種目ごとに順位を決定する。

(4) その他

競技実施等に必要な事項は、別に定める。

5 選考方法

(1) 先着順にて受付け、JDA(日本ダーツ協会)ホームページにて随時公開する。

6 参加資格

愛媛県に居住している者を原則とする。

7 表彰

(1) 各部門の種目ごとに1位から3位(2名)計4名までに賞状を授与する。

8 参加申込み方法

所定の「参加申込書」及び「同意書」(高校生以下の者が参加する場合のみ)に必要な事項を記入の上、下記あてに持参又は郵送、若しくはFAXで提出すること。

申込先	宛先	提出部数
日本ダーツ協会 愛媛県支部	〒790-0963 愛媛県松山市小坂2-6-2 澤田マンション1F TEL 089-947-3767 FAX 089-947-3766	1部

(1) 申込期間は、平成27年9月10日(土)から平成27年10月9日(日)までとする。

(2) 参加者決定後に選手の変更が生じた場合は、速やかに上記申込先に届け出ること。

9 参加負担金

(1) 参加負担金は1人1,000円とし、納入方法については参加申込書に記載する。

(2) 参加申込み後の不参加については、参加負担金の返還はしないものとする。

10 参加上の注意

(1) 傷害保険は、主催者側で一括加入する。

(2) 参加者は、各自の責任において健康管理に十分考慮の上参加すること

(3) 競技実施中の傷害、疾病については、主催者が加入する傷害保険の範囲内で補償し、応急処置を行うが、その後の責任は負わない。〔大会当日は各自健康保険証を持参すること。〕

(4) 高校生以下が参加する場合は、保護者の同意を必要とし、中学生以下が参加する場合は、

保護者又は成人による引率を必要とする。

- (5) 会場までの移動については、できるだけ公共機関を利用すること。
- (6) 開会式には全員参加のこと。
- (7) 昼食は参加者各自で用意すること。
- (8) 喫煙、飲食は所定の場所で行うこと。また大会出場中のアルコール等の飲酒、及びアルコール等を摂取した状態での試合参加は禁じるものとする。
- (9) 服装は襟付きシャツを着用(ポロシャツ可)。デニム、短パン、ブーツ、サンダル等での参加は不可とする。
- (10) 参加者は、当日受付で渡す名札を必ず装着すること。
- (11) 所持品等の管理については各自の責任とし、大会会場内での盗難、紛失破損等については主催者は一切責任を負わない。
- (12) ダーツに共通するマナーや心得及び主催者が定めたその他の規約を遵守

11 個人情報の取り扱いについて

参加申込書（同意書を含む。）に記載された個人情報については、以下の愛顔^{まが}つなぐえひめ国体に関する業務に使用する。また、申込み時点で本人の同意が得られたこととする。

- (1) 参加意思及び参加人数の確認
- (2) 行事参加資格の確認（年齢、性別、所属、保護者の同意など）
- (3) 参加案内等の送付
- (4) 行事別プログラムの作成
- (5) 賞状等の筆耕
- (6) 行事の結果、映像、写真の記録業務への使用及び広報誌、インターネット等への掲載

12 その他

組み合わせ表の作成については主催者側で行う。